

外貨定期預金規定

< I. 元加式自動継続型の場合 >

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書記載の満期日にあらかじめ指定された期間（以下、「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、証書記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日、（以下、「この応答日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。
- (3) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (5) (1)の場合で、この応答日が金融機関休業日となるときは、この応答日の翌営業日を満期日とします。（但し、預入期間が1年超となるときは前営業日とします。）

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については上記 1. (3) の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および当該外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

< II. 普通定期（非自動継続型）の場合 >

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算します。
- (2) 満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日の当該外貨普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当該外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

< III. I・II共通の規定 >

1. (預入の最低金額)

この預金の預入額は、証書表面記載の当該外貨毎に定める当金庫所定の最低預入金額以上とします。

2. (預金口座への受入)

この預金口座は、決済確認済の証券類、為替による振込金を受入れます。

3. (外国為替相場・手数料)

- (1) この預金への預入れ、または払戻しの際に適用される外国為替相場は、当金庫計算実行時の相場とします。

4. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するために為替予約を締結するときは、別に当金庫が定める為替予約規定によります。

5. (自動解約)

この預金について、為替予約を締結された場合、満期日に証書の提出がなくても自動的に解約させていただきます。この場合、証書は以後無効となりますので、直ちに当店へ返却してください。

6. (差引計算等)

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

8. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫の書式により行います。

10. (反社会勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからE、第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を断るものとします。

11. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 預金者が、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ④ この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合
13. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。
14. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)項ないし(2)項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

- (4)前記(1)項ないし(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって届出て下さい。
- (5)前記(1)項ないし(4)項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1)この預金は、満期日前であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前記(1)により相殺する場合には、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印して、直ちに当金庫に提出して下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当金庫の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料の支払は不要とします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
16. (準拠法・管轄裁判所)
- (1)この規定の解釈は日本法によって行われるものとします。また、この預金取引は、この規定のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。
- (2)この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
17. (規定の準用)
- この預金に関し、この規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定を準用します。
18. (規定の変更等)
- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上